

兵庫県公報

令和6年11月29日 金曜日 第571号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 令和6年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更（治山課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成31年兵庫県告示第370号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
公 告	
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	9
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	10
○ 入札公告（丹波県民局）	11
教育委員会公告	
○ 入札公告	14
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	17
正 誤	
○ 平成29年3月31日付け兵庫県公報第2887号中	17
○ 令和元年5月31日付け兵庫県公報第10号中	17
○ 同 上	18
○ 同 上	18
○ 同 上	18
○ 同 上	19
○ 同 上	19
○ 令和2年6月30日付け兵庫県公報第118号中	19
○ 同 上	20

告 示

兵庫県告示第1038号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、令和6年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

地域名	市町名	調査地点数	玄米中カドミウム濃度 (ppm)			濃度別地点数	
			最高	最低	平均	0.4ppm超	0.4ppm以下
生野鉦山周辺	姫路市	1	—	—	0.03	0	1
	神崎郡 神河町	2	0.05	0.02 未満	0.03	0	2
	同 郡 市川町	2	0.20	0.20	0.20	0	2
	同 郡 福崎町	2	0.05	0.04	0.05	0	2
	朝来市	3	0.06	0.02 未満	0.03	0	3
	養父市	1	—	—	0.03	0	1
計		11				0	11

(注) 本調査は、農用地土壌汚染調査測定のために実施する立毛調査（収穫前には場の中央部及びその他4地点に生育している稲を採取して行う調査）である。調査地点数が1点の市町において、玄米中カドミウム濃度の最高欄及び最低欄に「—」を記載している。



兵庫県告示第1039号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和6年11月18日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	下鶴井地区	令和6年11月29日から 同 年12月19日まで	豊岡市役所



兵庫県告示第1040号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町千谷字西山1126の1、1126の2、1126の7、1130の1から1130の3まで、1130の5から1130の8まで、1131の2、1131の4、1132、1133、1135の2から1135の5まで、1136の1、1137、1137の1、1138の1、1138の2、1138の4、1138の11、1126の6・1130の11・1130の12・1135の1・1136の2・1138の10（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1041号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町海上字口西山1478・1478の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(8) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町久斗山字宮ノ向1968、1969、字下ノ谷1980、1983、1993の1から1993の8まで、1993の14から1993の20まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ向1969・字下ノ谷1993の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(8) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(10) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1042号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
中 里 町	神 戸 市	北 区	中里町一丁目		8番56の一部、8番174の一部、8番220から8番223まで、8番225から8番228まで、8番276、8番277、8番303から8番315まで、8番318から8番322まで、8番323の一部、8番387の一部、8番390
			山田町下谷上	中一里山	8番22の一部、8番24の一部、8番27、8番50、8番51の一部、8番52の一部、8番62の一部、8番63から8番65まで、8番66の一部



兵庫県告示第1043号

令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

北ノ町Ⅰ（113000078）の項中別図46を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1044号

平成31年兵庫県告示第370号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

餅耕地(2)Ⅰ（123020056）の項中別図10を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1045号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第619号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西山Ⅰ (235000028)	神崎郡市川町下牛尾（別図31のとおり）	土石流	別図31のとおり

兵庫県告示第1046号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
市夜ヶ谷川Ⅱ (223020101)	養父市藪崎（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり

兵庫県告示第1047号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第166号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石生南町Ⅰ (124020144)	丹波市氷上町石生（別図123のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
兵庫県三田市大川瀬字古屋敷988番1	畑	991
兵庫県三田市大川瀬字古屋敷989番1	田	1,031のうち958
兵庫県三田市大川瀬字古屋敷989番2	田	971のうち892
兵庫県三田市大川瀬字古屋敷991番	畑	426

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月1日	5年	117,605円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年12月13日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項



農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
兵庫県丹波篠山市火打岩字鏝市ノ坪227番	田	1,544
兵庫県丹波篠山市火打岩字鏝市ノ坪230番	田	1,469

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月1日	5年	75,325円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年12月13日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項



農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
兵庫県加東市稲尾字中須165番1	田	300
兵庫県加東市稲尾字中須165番2	田	618
兵庫県加東市稲尾字中須165番3	田	249
兵庫県加東市稲尾字中須165番4	田	459
兵庫県加東市稲尾字赤ハゲ249番11	田	305

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月1日	5年	88,665円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年12月13日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

市島I（124060052）の頁中別図52を次の図面のとおり改める。

（図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和6年12月4日（水）から同月17日（火）まで

3 指定の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課及び丹波市役所春日庁舎道路整備課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和6年12月17日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月14日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳尾(3) I (124060014)	丹波市市島町徳尾 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大杉(2) I (124060017)	丹波市市島町徳尾 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大杉(3) I (124060018)	丹波市市島町徳尾 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
徳尾谷上(2) I (124060020)	丹波市市島町徳尾 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
徳尾(1) II (124060021)	丹波市市島町徳尾 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
徳尾谷上II (124060023)	丹波市市島町徳尾 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鴨阪(1) II (124060034)	丹波市市島町上鴨阪 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
乙河内 I (124060067)	丹波市市島町乙河内 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和6年12月4日（水）から同月17日（火）まで

3 指定の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課及び丹波市役所春日庁舎道路整備課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和6年12月17日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月14日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西宮市	阪神間都市計画地区計画	南甲子園1丁目南地区地区計画



都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西脇市	東播都市計画地区計画	日野地区地区計画



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモスたつの神岡店

所在地 たつの市神岡町東鶯崎字六反田598番1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山英昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年7月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,317平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり)
50台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり)
16台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり)
32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり)
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり)
出口1箇所、入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和6年11月15日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和6年11月29日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和7年3月29日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年11月29日

契約担当者

兵庫県丹波県民局長 糟谷浩行

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県柏原総合庁舎ほか15庁舎で使用する電気 予定数量3,792,454キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県納入局物品管理課 電話 (078) 341-7711 内線4947

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線2793

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688

兵庫県丹波県民局県民躍動室総務防災課 担当 後藤

電話 (0795) 73-3720

4 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和6年12月2日（月）から同月19日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年1月31日（金）午後2時から

場所 兵庫県丹波県民局柏原職員福利センター1階 会議室（兵庫県丹波市柏原町柏原688）

(4) 入札書の受領期限

上記4(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

なお、入札前に本人確認を行うため、本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参すること。

ただし、郵送により入札書を提出する場合には、令和7年1月30日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年1月29日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和6年12月19日（木）午後5時までに提出すること。

また、前記5(2)ア及び(3)アに示した国、地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ又はエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hiroyuki Kasutani, Executive Director General, Tamba District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,792,454 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

14:00 January 31, 2025 by direct delivery

17:00 January 30, 2025 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr.Goto, General Affairs Office, Tamba District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

688, Kaibara-cho Kaibara, Tamba-shi, Hyogo 669-3309

TEL (0795) 73-3720

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年11月29日

契約担当者

兵庫県立のじぎく特別支援学校校長 田邊勝彦

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

兵庫県立のじぎく特別支援学校給食業務 一式

(2) 業務の内容及び仕様等

学校給食業務委託 仕様は入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで（1年自動更新）

(4) 履行場所

兵庫県立のじぎく特別支援学校

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4938

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-2215 神戸市西区北山台2丁目566-134

兵庫県立のじぎく特別支援学校 担当 稲森

電話（078）994-0196 F A X（078）994-0197

- (2) 契約条項を示す機関及び入札説明書の交付期間

令和6年11月29日（金）から同年12月16日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

- (3) 申込書の提出期間

令和6年12月2日（月）から同月16日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

- (4) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年1月30日（木）午前10時から

場所 兵庫県立のじぎく特別支援学校内（神戸市西区北山台2丁目566-134）

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年1月29日（水）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

1年度の契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年1月28日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社等との間に兵庫県立のじぎく特別支援学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

1年度の契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立のじぎく特別支援学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を、令和6年12月16日（月）午後4時まで提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格（1年間）を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Tanabe Katsuhiko, Principal of Hyogo Prefectural Nojigiku Special Support School

(2) Nature of the services to be required:

Hyogo Prefectural Nojigiku Special Support School School lunch outsourcing

- (3) Fulfillment period:
From April 1, 2025 to March 31, 2028 (1-year automatic renewal)
- (4) Location:
2-566-134 Kitayamadai, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2215
- (5) Deadline for tender:
10:00 January 30, 2025 by direct delivery
16:00 January 29, 2025 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:
Mr. Inamori , Administrative Office, Hyogo Prefectural Nojigiku Special Support School
2-566-134 Kitayamadai, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2215
TEL (078)994-0196

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和6年11月29日

契約担当者
兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
マイナ免許証対応に伴う端末装置等賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年11月18日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J ECC 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
6,370,562円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年10月8日

正 誤

○平成29年3月31日付け(兵庫県公報第2887号)
兵庫県告示第369号(土砂災害警戒区域の指定)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
13	下から29	(224020131)	(224020133)



○令和元年5月31日付け(兵庫県公報第10号)
兵庫県告示第95号(土砂災害特別警戒区域の指定)で縦覧に供している別図2中

(ページ)	(行)	(列)	(誤)	(正)
別図2 (3/3)	横断測線番号4	土砂災害特別警戒区域の上端点X m	-119417.3	-119408.5
同上	同上	土砂災害特別警戒区域の上端点Y m	58014.4	58027.3
同上	同上	土砂災害特別警戒区域の下端点X m	-119403.3	-119397.3
同上	同上	土砂災害特別警戒区域の下端点Y m	58004.6	58021.1



○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）

兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図10中

(ページ)	(行)	(列)	(誤)	(正)
別図10 (3/3)	横断測線番号5	土砂災害特別警戒区域の下端点X m	-124887.2	-124886.9
同上	同上	土砂災害特別警戒区域の下端点Y m	65427.3	65428.9



○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）

兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図12中

(ページ)	(行)	(列)	(誤)	(正)
別図12 (3/3)	横断測線番号16	土砂災害特別警戒区域の下端点X m	-117413.2	-117411.4
同上	同上	土砂災害特別警戒区域の下端点Y m	69167.1	69165.0



○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）

兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図14中

(ページ)	(行)	(列)	(誤)	(正)
別図14 (3/3)	横断測線番号3	土石等の堆積高さが3 mを超える区域の上端点X m	-122645.8	-122648.3
同上	同上	土石等の堆積高さが3 mを超える区域の上端点Y m	65122.5	65125.6
同上	同上	土石等の堆積高さが3 mを超える区域の下端点X m	-122651.2	-122648.8
同上	同上	土石等の堆積高さが3 mを超える区域の下端点Y m	65129.2	65126.2
同上	横断測線番号4	土石等の堆積高さが3 mを超える区域の上端点X m	-122632.8	-122633.6
同上	同上	土石等の堆積高さが3 mを超える区域の上端点Y m	65126.9	65130.5

同上	同上	土石等の堆積高さが3mを超える区域の下端点X m	-122635.0	-122634.2
同上	同上	土石等の堆積高さが3mを超える区域の下端点Y m	65136.5	65132.9
同上	横断測線番号5	土石等の堆積高さが3mを超える区域の上端点X m	-122626.2	-122626.4
同上	同上	土石等の堆積高さが3mを超える区域の上端点Y m	65127.0	65130.1
同上	同上	土石等の堆積高さが3mを超える区域の下端点X m	-122626.9	-122626.6
同上	同上	土石等の堆積高さが3mを超える区域の下端点Y m	65135.0	65132.2



○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）

兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図15中

(ページ)	(行)	(列)	(誤)	(正)
別図15 (3/3)	横断測線番号3	土砂災害特別警戒区域の下端点X m	-117534.3	-117534.0
同上	同上	土砂災害特別警戒区域の下端点Y m	68898.5	68897.9



○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）

兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図22中

(ページ)	(行)	(列)	(誤)	(正)
別図22 (3/3)	横断測線番号1	土砂災害特別警戒区域の下端点X m	-122402.7	-122398.7
同上	同上	土砂災害特別警戒区域の下端点Y m	65178.9	65179.1
同上	横断測線番号24	土砂災害特別警戒区域の上端点X m	-122001.7	-121998.8
同上	同上	土砂災害特別警戒区域の上端点Y m	65324.1	65321.8



○令和2年6月30日付け（兵庫県公報第118号）

兵庫県告示第723号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	上から3	(109000303)	(109000309)
7	上から7	(109000304)	(109000310)
7	上から11	(109000305)	(109000311)



○令和2年6月30日付け（兵庫県公報第118号）

兵庫県告示第738号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
19	上から11	(109000303)	(109000309)
19	上から15	(109000304)	(109000310)